

東温市と広陵町との相互連携に関する協定書

愛媛県東温市と奈良県広陵町は、各行政分野における相互連携に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東温市及び広陵町が、互いに持つ資源を有効に活用しながら連携・協力することによって、両市町の活力を高め、持続的な発展を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 東温市及び広陵町は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携・協力して取り組むものとする。

- (1) 商工振興・ものづくりを通じた交流に関する事項
 - (2) 観光・交流に関する事項
 - (3) 災害時の相互応援に関する事項
 - (4) 健康維持・増進に関する事項
 - (5) 市町民間の相互交流に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、それぞれの地域の活性化及び持続的発展に資する事項
- 2 前項に掲げる事項の取組の詳細については、東温市及び広陵町が協議の上、その都度決定するものとする。

（協議の実施）

第3条 東温市及び広陵町は、この協定に基づく取組を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の1月前までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

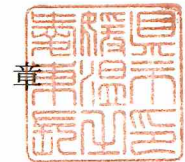
第5条 この協定に定めのない事項及び必要な事項については、両市町の協議により決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ記名・押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年2月15日



愛媛県 東温市
東温市長 加藤



奈良県 広陵町
広陵町長 山村吉由

